

パブリックコメント「善通寺市総合政策審議会の設置（案）」

案件の詳細

1 趣旨

市政の計画的な推進と効率的な運営及び住民主体の魅力ある地域社会の実現を総合的に目指すため、「善通寺市総合政策審議会」を設置します。

2 設置様態

次に掲げる既存の附属機関等を統合することにより設置します。

- 善通寺市行政改革推進委員会
(善通寺市行政改革推進委員会設置条例(平成19年善通寺市条例第1号))
- 善通寺市総合計画審議会
(善通寺市総合計画審議会条例(昭和47年善通寺市条例第12号))
- 善通寺市住民自治推進委員会
(善通寺市自治基本条例(平成17年善通寺市条例第15号))
- 善通寺市まち・ひと・しごと創生推進会議
(「善通寺市まち・ひと・しごと創生推進会議」設置要綱(平成27年制定))

3 統合理由

行政改革について、本市は、平成23年度をもって職員数の当面の目標値であった270人を達成してありますが、近年、新自由主義的な発想における「小さな政府」を目指す方向性について見直しの機運が高まっており、今後は、一定の行政機能を維持した上で効率化を目指すという大変大きな課題に直面しています。

また、総合計画について、平成23年度における地方自治法の改正により、基本構想の策定及び議決の法律上の義務がなくなり、総合的な計画の位

置づけが既に変貌しており、令和2年度に策定した第6次普通寺市総合計画では、「普通寺市まち・ひと・しごと総合戦略」に個別具体的な事業の展開を委ねています。

さらに、住民自治の充実については、従来、住民の意思が政策決定に反映される仕組みづくりとその適切な運用に力点を置いてきましたが、これからは、地域住民がまちづくりのプレイヤーとして住民活動を実践できるような仕組みづくりとその効果的な運用が求められ、附属機関の役割は、透明性や公平性の確保に集中し、住民主体の活動については、実践を重ねていくことが重要となります。

これらを踏まえ、今後の新たな時代に対応するための市政全般に係る審議会のあり方については、市政運営の効率化と計画的な運営を総合的な視点でとらえ、市民の市政への参画状況について引き続きチェック機能を果たしつつ、デジタル技術の活用を視野に入れた上で「まち・ひと・しごと創生」を軸とした地方創生に向けた取り組みに集約していくことが必要といえます。

そのためには、それぞれの分野での審議ではなく、一の会議体において、広い視点による総合的な審議が行われることが望ましいと考えることにより、「普通寺市総合政策審議会」を設置します。